

後期高齢者医療制度のお知らせ

□高額介護合算療養費及び医療費通知について□

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。手続きは役場窓口にて申請してください。

なお、後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。また、支給額が500円以下の場合には支給されません。

■自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一般	56万円
	区分Ⅱ(※1)	31万円
	区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知の送付を希望される方へ

新たに発行を希望される方、また、制度について質問などがありましたら、お手数ですが、役場窓口にお問い合わせください。

●問い合わせ先 保健福祉課保健福祉グループ国保・後期高齢者医療係 ☎0146・47・2113

内閣府「一日前プロジェクト」エピソード No. 6

石油ストーブ、カセットコンロ、湯たんぽ、山の水が大活躍

12月31日の朝、近所の方から「お宅は電気きてる？」と聞かれました。周辺はどこも電気がきてなくて、電力会社へ電話することにしました。しかし、いっこうに繋がりません。みんなで何十回とかけ、やっと繋がりました。電力会社も、こんな事態は想定してなかったと思います。

その日から1月3日の夜7時ごろまで、4日間停電しました。うちはオール電化なので、電気がないと、お正月準備もできません。31日の夜は、深夜電力で温められたお湯が使えましたが、それ以降は使えませんでした。

納屋から石油ストーブを捜し出してきて、お湯を沸かして湯たんぽで暖をとったりしました。カセッ

トコンロも使いました。お正月前で、たくさん買い物をしていたので助かりました。

断水もしていたので、トイレに流す水は山から水を汲んで使いました。ただ凍りついていたので、溜めるのが大変でした。コンビニでも買える時代ですが、今回の経験で、工夫することの大切さを実感しました。



「一日前プロジェクト」とは、地震や水害・雪害などの自然災害で被災した方々や災害対応の経験をもつ方から、色々なお話を聞かせていただき、小さなエピソード(物語)として取りまとめる活動です。

こうしたエピソードをとりまとめることで、災害をイメージし、自分のこととして感じてもらうことにより、明日起きるかもしれない災害に、今日(一日前)から備えていただくことを目的としています。

●問い合わせ先 総務企画課まちづくりグループ防災係 ☎0146・47・2498

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

年末年始の公共施設などの休業日のお知らせ

役場窓口

12月31日～1月5日

青年の家・町民センター

12月30日～1月5日

節婦体育館・郷土資料館・町民スポーツセンター・レ・コード館

12月30日～1月6日

子育て支援センター

12月31日～1月5日

新冠町立国民健康保険診療所・デイサービスセンター

12月31日～1月5日

新冠・節婦老人憩いの家

12月28日～1月5日

ゴミ収集運搬業務

12月31日～1月3日

健康推進バス

平常営業

動物の火葬業務

12月31日～1月5日

町道の除雪が必要な時

役場にご連絡ください。

警備員が常駐し、担当者と除雪委託業者へ連絡をとり業務を行います。

水道の修理業務

水道の凍結や漏水などがありましたら、下記指定業者に連絡してください。

12月31日

(株)道南 ☎42・3198

1月1日

(有)島山設備 ☎47・3466

1月2日～1月3日

(株)長嶺設備 ☎47・4462

1月4日～1月5日

(有)坂森設備 ☎47・3584

道の駅売店

12月30日～1月3日

ホロシリ乗馬クラブ

12月26日～1月7日

新冠温泉

通常営業

金融機関

新冠郵便局

窓口12月31日～1月5日

ATMは時間を短縮して営業

苫小牧信用金新冠支店

窓口・ATM

12月31日～1月5日

新冠町農業協同組合

窓口12月31日～1月5日

ATM12月31日～1月3日

ひだか漁協新冠支所

窓口・ATM

12月28日～1月5日

ガソリンスタンド

伊藤商会(株)(新冠・新和)

12月31日12時～1月4日

岩倉商事(株)新冠営業所

12月31日15時～1月1日

中山石油(株)

12月31日14時～1月3日

JA新冠スタンド

12月31日13時～1月3日

横山石油

12月31日15時～1月2日

※年末年始は、営業日であっても営業時間を短縮している場合があります。詳細については、直接店舗にお問い合わせください。

記帳・帳簿書類の保存制度について

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要です。

①対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得(農業所得、営業所得)や不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。(所得税・復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります)

②記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入れ先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額などを帳簿に記載します。

③帳簿書類の保存

収入金や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を5年間保存する必要があります。

●問い合わせ先：財務課税務グループ賦課係 ☎0146・47・2115

水道水放射能検査の結果

新冠町では、安全で良質な水道水の供給を行うため、定期的に水質検査を実施しております。

平成25年11月に、町内全ての浄水場で作られている飲用水に対して、放射能検査を実施いたしました。

検査結果については、放射性ヨウ素・放射性セシウムともに検出されておられません。

【放射能検査項目】

・放射性ヨウ素(ヨウ素-131)

・放射性セシウム

(セシウム-134・セシウム-137)

●問い合わせ先

建設水道課建設グループ上下水道係

☎0146・47・2519